

# 全国被連協ニュース

NO. 90号

2019年11月28日発行

発行 全国クレサラ・生活再建問題  
被害者連絡協議会  
〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-5  
マーキス梅田 301号  
大阪いちょうの会内  
TEL06-6361-0546 Fax06-6361-6339

## 見捨てるな、孤立させるな、 よりそって共に生きよう

埼玉のみなさん  
ご苦労様でした

第39回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会開催される



百三十五年前の秩父事件「草の乱」決起をふたたび

今回の全国交流集会は、“見捨てるな、孤立させるな、よりそって共に生きよう”をテーマに多彩にイベントも用意されて交流が行われました。埼玉で実施されている自殺対策のワンストップサービス相談会「暮らしとところの総合相談会」に関連して、相談会に参加して多重債務を解決した男性の体験談、精神保健福祉士の方から「基調報告」、埼玉県保健医療部疾病対策課の方から「相談会」の事例報告が行われました。交流集会のまとめで、クレサラ対策協議会の木村達也代表幹事は、「社会的弱者がものを言おうとすると、怒りを買う社会だが、私たちはその声を政治の場に届くまで支援していこう。社会正義を実現させようとまとめの挨拶を行いました。

### 草の乱とは

今から135年前、生糸が暴落、重税や高利貸しの横暴が重なり生活に困窮した埼玉/秩父の農民たちは世直しを掲げて立ち上がりました。奮闘むなしく軍隊に弾圧されましたが、この秩父事件は「草の乱」として映画になりました。私たちは2006年、秩父事件と同じく椋神社を起点に「高金利を引き下げよう」と農民の姿に扮し国会へ向けて出撃しました。

**相談会に参加して・・・体験談（要旨）**

私は、多重債務が原因でどん底に落ち、自殺も試みた人間です。が、生きています。生かされています。15年ほど前、当時勤めていた会社の経営が悪化し給与の遅配が始まり、生活費の不足にカードキャッシングを利用してしまいました。

様々な団体・公的機関の相談に出かけ、「暮らしとところの総合相談会」に出会いました。団体や公的機関の相談会は、アドバイスを頂き、精神的安定を得る事は出来ましたが、解決には至りませんでした。「総合相談会」は、毎週木曜日と言う事で、また、同じ方と相談出来ました。就職が決まって、生活は低空飛行ながら精神も安定、趣味を楽しんだり、貯金もする余裕も生まれました。

自分のような人間が、誰かの役に立つのならと体験談を発表しました。人生真っ暗でどうしようもない。そう悩んでいる人にでも、「暮らしとところの総合相談会」に行けば、何か希望への道を示してくれるかも



開会挨拶 井口鈴子実行委員長



岡田悟被連協会長挨拶



集会の様子

**埼玉の自殺対策事業・「暮らしとところの総合相談会」**

精神保健福祉士の荻田さんは、暮らしとところの総合相談について、ワンストップで相談者が同じ話をしないように、専門家が事案によって例えば、多重債務の問題であれば弁護士と精神福祉士と一緒に相談に乗る、毎週、隔週相談に乗って、お馴染みの被相談者がまた同じ話を聞く、相談者もリピーターで相談に乗って貰って、笑顔で帰って行く。行き難い場所でも慣れてより敷居が低くなる。そういう場所が「相談会」と説明しました。事例報告では、ADHD（注意欠陥・多動性障害）の男性。負債800万円、収入は月15万円。本人は、実際に使ったのは15万円で、お金を置き忘れたり、失くしてしまうと言う。聞く方の人に知見、センサーが無ければ、見捨てられる可能性があります。「そういう世界もあるのか」と法律家も納得する事もあります。ワンストップ型の長所と報告しました。

“わかってくれる人がいる” “いても良い場所がある” と思ってもらえると、抱えている課題のストレス軽減・意欲が湧いてくる可能性が出て来ます。「総合相談会」について語ってくれました。

埼玉県は自殺対策の一環として「暮らしとところの総合相談会」を2009年から「夜明けの会」に委託しています。2009年はピークで1796名の自殺者で2018年は1223名と減少したとはいえ、まだ1000名を超えています。中高年をターゲットにしています。元々はうつ病対策として始まりましたが、うつ病にいたる原因の解決に向け、色々な専門家が課題に応じた助言が出来るようにと開始されました。複数分野の相談に乗れるように、包括的に乗れるようになっていきます。年間300名の相談者があります。それぞれの専門家をつなぐ連携の役割も「夜明けの会」が行っています。



甲斐道太郎クレサラ対協名譽代表幹事から年間功労表彰を受ける  
故峯松健氏の長男峯松良明氏と金城学院大学大山小夜教授

交流集会では年間功労表彰が行  
われました。本年度表彰者は金城  
学院大学の大山小夜教授と被連  
協・福山つくしの会事務局長で長  
年にわたりがんばってこられた故  
峯松健氏でした。

### 表彰状

峯松 健様

貴方は瀬戸内海の島、みかん農家に生まれ広島銀  
行で渉外担当をしていた時代にその能力を評価さ  
れ、福山民主会館所長、福山法律事務所事務局長と  
して献身的な活動を行ってこられました。その中で、  
社会問題となっていたサラ金被害救済活動にいち早く  
身を投じ、一九八三年、福山つくしの会の創立に参画  
し事務局長として、また被連協役員として牽引的的  
立場で一貫して運動をリードしてこられました。

二〇一八年十二月、志半ばにして多くの仲間にか  
つを託して旅立たれました。

慟念です。私たちは貴方の遺志を受け継ぎ、被連  
協、中国ブロック、福山つくしの会の活動を大きく前進  
させるために奮闘いたします。

私たちの決意をこめて貴方の功績を讃えここに表彰  
いたします。

二〇一九年十一月二日

第三十九回全国クレサラ・生活再建問題 被害

者交流集会 三崎玉

## 被害者の会の火を消すな! 被連協の分科会 活発な報告

全国交流集会・被連協の分科会のテーマは、「被害者の会の火を消すな!」でした。

全国の被害者の会は相談件数の減少、財政上運営が困難であるということで活動休止や解散をせざるをえないという状況にいくつかの被害者の会がなっています。全被害者の会が同じ悩みをもっています。ふんばり時です。「格差と貧困の深化で被害者の会が必要とされている」と全国の会の状況や活動を交流しました。この分科会では、被連協・相談役、田中祥晃さんが、歴史を振り返りながら、問題提起を行い、福岡ひこばえの会世話人の弁護士・椛島敏雄さんは、被害者の会の実績を示して、被害者の会の活動継続を大きく訴えられました。引き続き、全国の被害者の会の活動をリレートークの形で報告と交流を行いました。

## 一人ひとりの会費が生活困窮の解決の力に

田中相談役は、1973年の「オイルショック、ドルショック」により高度経済成長政策の陰りが見え始め、1976年（昭和51年）頃からサラ金被害が発生し始め、1977年の「サラ金問題研究会」の発足から木村達也弁護士に相談し、「被害者の会」を作って、サラ金の実態を告発し、サラ金3悪をなくす運動を行った歴史から語り始め、2006年の新貸金業規制法の成果までを振り返りました。

- ① 相談者が激減しているが、積極的に外に打って出る活動が必要ではないか。
- ② クレサラ運動の真の解決には、「貧困」問題の解決なしにはありえない。
- ③ 相談の内容に関係なく、生きる権利を確保するために必要なお金として会費は納めて貰う。
- ④ 一人ひとりの力は弱いですが力を合わせて、団結して貧困問題を根絶して行こうとまとめました。



## 高い金利を払わせられている人が1000万人 被害者の会の役割は大きい

椛島弁護士は、福岡のひこばえの会の設立や多忙だった相談活動に触れながら、2007年の「新貸金業法」成立と合わせて、私たちの運動で、金融庁の「多重債務改善プログラム」が策定され、この事により、多重債務者200万人に対して、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う各自治体等で相談窓口の整備・強化が図られ、2,000カ所を超える相談場所が出来た。これは、200万人の多重債務者を救済する相談窓口になり、被害者の会の大きな成果として強調しました。

被害者の会の相談は少なくなったとはいえ、全国の自治体の相談窓口などに寄せられる相談を考えれば、まだ、大勢の被害者がいます。高い金利を払わせられている人が統計では1093万人潜在しています。「生活再建」の活動を様々な団体に宣伝して、会の拡充を図る事を決意も込めて訴えました。



## これまでの実績に誇りをもって関係団体に要請を！



全国の被害者の会のリレートークでは、

- ・「国民年金、満額もらえてもあまりにも少ない。生活保護問題が大きなテーマだ。各自治体ごとにとど

う受けられるか仕組みが大事」

- ・「出張相談会で各市を回っている。震災前後は、生活保護の相談が多数。補助金を獲得。年二回特別相談会、滞納税金をテーマ。」、
- ・「民商の支援を受け、多重債務の相談ばかり。借金より滞納税金の多重債務。当事者がどう運動に参加するか。事業資金の開示請求（利息・保証料）を行っている。」、
- ・「行政の方、弁護士、司法書士の方で貧困問題・多重債務の問題に関心を持っている人が会に関わってきている。民間団体との連携（アディクション関係等）」、
- ・「役所との連携を模索。出張相談会を増やそうと考えている。法テラスとの連携も。」、
- ・「和歌山市駅の近所でとびこみ相談が多い。生活困窮、生活保護の相談が忙しい。」、
- ・「破産もヤミ金の相談も増えている。役員間の団結がよいのが私たちの会の強み」
- ・「相談は横ばい。年4回法テラス、反貧困ネットワークの相談会に参加。」、
- ・「ヤミ金被害者の相談が後を絶たない。50代～80代のギャンブル依存症の方の相談が多い。年金生活者、生活保護の人、無職の方の相談が多い」、
- ・「お金の集めめ方の工夫を。“ひととき融資”がネットを利用して広がっている。」。

あなたも、ぜひ・・・よろしくお願ひします

## 被連協の個人会員に登録を!

被連協規約では被連協財政は下記の①、②、③で構成されています。

① 団体会費・月額 1口 金3000円

但し会費納入の困難な被害者の会については、会費納入額の減免措置をとることができる。

② 個人会費・月額 1口 金500円      ③賛助会費・年額 1口 金10,000円

被連協は本年6月の第38回定期総会にて、①の団体会費に依拠しつつ、②の個人会費に重点をおいて財政を確立していくことを決定しました。いよいよ、具体的な取り組みを行います。そのために以下をみなさんをお願いしたいと思います。

- ① ゆうちょ銀行にみなさん個人の口座を開設ください。(開設済の場合はその口座で)
- ② 被連協事務所へ「個人会員登録用紙＝下票」と「自動払込利用申込書」(ゆうちょ銀行提出用)をご提出ください。  
印鑑はゆうちょ銀行のお届け印です。
- ③ 被連協から毎月、月末にゆうちょ銀行にデータで振替依頼をします。
- ④ 毎月5日に自動的に一定金額が被連協に振替入金されます。(再振替は15日です。)

同送いたします「個人会員登録」用紙とゆうちょ銀行「自動払込利用申込書」を被連協事務所までお送りください。毎月任意の一定額を自動振替で会費として入金することができる取り組みです。何卒、よろしくお願ひします。

# 貧困のない社会を東アジアから

## 第10回東アジア金融被害者交流集会

□第10回東アジア金融被害者交流集会が、11月9日、秋田の国際教養大学を会場に開催されました。この交流集会は、日本・台湾・韓国をそれぞれ交互に開催されてきました。日本のクレサラ対協が今年度は主催して行われました。□基調報告は、日本の大山小夜金城学院大学教授が「日本の40年間、東アジアの10年間」と題して行い、セッション1は、「多重債務関連・10年間の到達点と残された課題」、セッション2は、「各国の生活保護制度と運用の状況」、セッション3は、「各国の多重債務者・生活困窮者への自立支援、連携と協働」と題して行われました。途中、特別報告として台湾の被害体験報告と日本のカジノ開設に反対する報告が行われました。

### 大山小夜教授の基調講演（むすび）

大山教授の「日本の四十年間、東アジアの十年間」は圧巻でした。

教授の「むすび」の部分のみを紹介します。

日本が韓国や台湾より進んでいるとみるのは一面的です。日本は1970年代から多重債務問題に取り組み、2006年の改正貸金業法成立後、貧困や社会保障問題などにも力を入れるようになりました。30年あまりの年月をかけて取り組んで来た日本に対し、韓国と台湾は日本を含む外資系企業の大規模な算入を受けて、消費者ローン市場が急速に拡大浸透しました。それと同時に「雇用の不安定化」「中流層の縮小」「若者の貧困」などに直面し、様々な援助資源の連携、統合に迫られています。また、韓国と台湾では破産などの司法制度に対する理解の壁がまだまだ大きいのです。このような急速な変化に人々の意識や社会の制度が追いついていない状況を韓国のある社会学者は「圧縮された近代」と表現しました。

しかし、急速な変化を強いられる状況は新たな技術や知識を生み出すとも言われます。日本には「火事場の馬鹿力」と言い回しがありますが、近年では「リープフロック現象」と呼ばれる新興国が先進国を一気に飛び越え最先端の水準に達する状況が生まれています。韓国はソウル市が2013年に弁護士会と連携して相談センターを設置し、五年間で2万9000人の相談に応じ、4658人が総額1兆567億ウォン（約1057億円）の債務から解放されました。台湾は法律扶助基金会在台北市と協力し2018年に債務相談ワンストップサービスセンターを開設しました。行政のワンストップサービスが本格化するの日本では改正貸金業法後の事です。日本が約30年かかった道のりを韓国と台湾ではわずか10年ほどで実現しています。その経験から日本は多くのことを学ぶべきです。被害者と実務家が連携、協力して債務問題に取り組むこの活動を他のアジア諸国、世界に発信して行きましょう。

朗報!

大山小夜教授の講演について、「参加しなかったのでぜひお聞きしたい」という要望にお応えし、1月11日のクレサラ対協の新年総会にて再登壇いただくことになりました。よろしくお願ひします。



看板



舞台の大スクリーン



韓国代表团



木村達也代表幹事の挨拶



生活保護制度のパネルディスカッション

パネラーに小久保弁護士、吉永教授



### 韓国・台湾に於ける生活保護制度の拡がり

台湾では「社会救助法」が1980年に制定されました。通報の仕組みがあります。「教育、保育、社会福祉、医療、警察、村（里）の幹部等の職員は、業務の執行時に、個人あるいは家庭に社会救助の必要が有る事を知った時は、主管期間に通報し、社会救助の目的を実現しなければならない。」としています。また、高校（職業）以上の学校に進学した場合の授業料と雑費の全額免除があります。

韓国は、文在寅政権発足後、扶養義務者要件廃止が段階的に推進されています。とりわけ1994年に設立された“参与連帯”が「国民生活最低線確保運動」を法改正をめざす国民的な運動として展開し、永続的に取り組んでいることが大きく変える原因になっています。

# 被連協新年代表者会議のご案内

とき: 2020年1月12日(日)  
午前9時~12時

場所: 国労大阪会館  
大阪市北区錦町2-2  
JR 環状線天満駅下車徒歩3分  
地下鉄堺筋線扇町駅下車徒歩5分



# クレサラ対協新年総会のご案内

とき: 2020年1月11日(土)  
午後1時~

場所: AP 大阪淀屋橋  
大阪市中区北浜3-2-25 京阪淀屋橋ビル  
地下鉄御堂筋線淀屋橋から徒歩200m  
京阪電鉄淀屋橋駅から徒歩2分



日本のどこにもカジノをつくらせない

# 1/26 カジノ反対運動 全国交流と総決起の集い

開催日: 2020年1月26日(日) 基調報告&記念講演 全国各地からの活動報告  
午後1時15分~3時40分

主催: 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会

とりわけ首都圏の方々、  
全員集合を! よろしく!